

行橋市が発注する建設工事における技術者制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、行橋市が発注する建設工事に係る技術者制度に関して必要な事項を定め、市発注工事の適正かつ円滑な施工を確保することを目的とする。

(営業所に置く専任の技術者)

第2条 建設業法第7条第2号、第15条第2号より、建設業の許可を受けようとする者は、その営業所ごとに、当該営業所が許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての専任の技術者を置かなければならない。したがって、当該営業所における専任技術者が工事現場における現場代理人や主任(監理)技術者として従事することはできない。ただし、工事現場と営業所が近接し、当該営業所と工事現場との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合限り、当該工事の現場代理人及び専任を要しない主任技術者となることができるものとする。

(技術者等の配置)

第3条 競争入札の参加及び随意契約における見積書の提出を行う者は、入札日及び見積書の提出日に、「主任(監理)技術者選任通知書」(別紙1)を提出し、その選任通知書に記入した者を主任(監理)技術者として配置すること。ただし、競争入札の場合で選任通知書の提出日に別段の定めがあるときは、前段の規定にかかわらず指定された日時を提出期限とする。

(技術者の所属確認)

第4条 建設工事の現場に設置される主任技術者及び監理技術者は、当該工事を請け負うこととなった建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、技術者と建設業者の雇用関係を確認するために、「主任(監理)技術者選任通知書」に健康保険証の写し等雇用関係が確認できる書類(別紙3)を添付して提出すること。

(現場代理人選任通知書)

第5条 行橋市建設工事請負契約書第10条第2項により、現場代理人は、工事現場に常駐し、受注者の代理人として多岐にわたる職務を行う必要があり、発注者との意思の疎通を確実にすることができる者であることが求められるため専任の者とし、「現場代理人選任通知書」(別紙2)に健康保険証の写し等雇用関係が確認できる書類を添付して提出すること。

(技術者の途中交代)

第6条 入札時及び見積書の提出時に選任通知書にて届け出た技術者等は、落札及び契約決定後に変更することができない。ただし、以下に該当する場合はその限りではない。

- (1) 死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等(真にやむを得ない場合に限る。)により交代が必要と認められるとき
- (2) 受注者の責によらない理由による長期の工事中止又は大幅な工事内容の変更が発生し、工期が延長されたとき
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

(通知書の提出)

第7条 第3条の「主任(監理)技術者選任通知書」及び第5条の「現場代理人選任通知書」は、予定価格が200万円を超える建設工事において、提出するものとする。

附則

この要領は、平成19年8月1日より施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。